

新設分割に係る事後開示書面

2020年7月1日

東京都新宿区笹筒町35番地
サンネクスタグループ株式会社
(旧商号:日本社宅サービス株式会社)
代表取締役社長 高木 章

東京都新宿区笹筒町35番地
日本社宅サービス株式会社
代表取締役社長 高木 章

サンネクスタグループ株式会社（以下「分割会社」という）は、2019年8月16日付新設分割計画書に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、日本社宅サービス株式会社（以下「新設会社」という）を新たに設立し、分割会社が営む全事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務の一部を承継させる新設分割（以下「本新設分割」という）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条及び会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日

2020年7月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求手続

本新設分割において、分割会社に対し差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

株主に対し公告しましたが、所定の期間内に本新設分割において、分割会社に対し株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本新設分割において、分割会社から新設会社への債務の承継は重疊的債務引受の方法によるため、債権者保護手続は実施しておりません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2020年7月1日をもって、新設分割計画書に記載された本件事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。

4. その他本新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上